令和８年度　第１回横浜市立大学附属２病院監査委員会監査結果報告書

横浜市立大学附属２病院監査委員会規程第２条第１項に基づき、監査を実施したため、監査結果を以下の通り報告する。

１　監査の方法

横浜市立大学附属２病院監査委員会規程第２条第１項に基づき、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターにおける医療に係る安全管理の業務状況について、院内関係者からの説明の聴取及び資料の閲覧等の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

（１）日時　令和８年８月 19 日（水）　14 時 00 分～16 時 10 分
（２）場所　横浜市立大学附属病院薬局棟研修室　開催
（３）委員　長尾能雅（委員長／名古屋大学医学部附属病院)、水地啓子（森法律事務所)、
坂本純子（認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 委員バンク登録会員)、
水木信久（医学部長)、松田博之（法人事務局総務部担当部長）
欠席者　なし

２　監査内容

（１）２病院の基礎データおよび医療事故の公表判定に関すること（令和７年４月～令和８年３月）
（２）医療安全管理に関する取組について（令和８年１月～６月）
（３）医薬品安全管理に関すること
（４）患者誤認防止に関する意見交換

３　監査結果

（１）２病院の基礎データおよび医療事故の公表判定に関すること（令和７年４月～令和８年３月）

＜総括＞

両病院とも医療安全に関する報告体制及び医療事故の公表判定は概ね適切に運用されていることを確認した。一方で、医師によるインシデント報告及び他職種からの報告割合については、更なる向上が望まれる。

＜附属病院＞

医療事故の公表判定は適切に実施されていた。医師によるインシデント報告数については、引き続き報告促進に取り組まれたい。

＜センター病院＞

インシデント報告及び医療事故の公表判定は適切に実施されており、高い透明性が確保されていることを確認した。

（２）医療安全管理に関する取組について（令和８年１月～６月）

＜総括＞

両病院とも医療法改正への対応や重大事例の再発防止に適切に取り組んでいることを確認した。今後は医療安全管理部門の負担軽減及び体制強化が望まれる。

＜附属病院＞

重大事例に対する事故調査及び再発防止策は適切に実施されていた。一方で、事例分析に係る業務負担への対応が課題である。

＜センター病院＞

電子カルテ更新に伴う課題や検体紛失事案に対し、速やかに改善策及び再発防止策が講じられていた。

（3）医薬品安全管理に関すること

＜総括＞

両病院とも医薬品安全管理体制は適切に運用されていることを確認した。今後は共通指標や共通基準の整備が期待される。

＜附属病院＞

緊急安全性情報への迅速な対応及び抗がん剤の安全管理が適切に実施されていた。

＜センター病院＞

適応外・禁忌処方への対応及び薬薬連携の推進など、安全管理に向けた取組が適切に実施されていた。

（4）患者誤認防止に関する意見交換

＜総括＞

両病院とも患者誤認防止に継続的に取り組んでいることを確認した。今後は附属２病院共通の本人確認ルール整備を進めることが望ましい。

＜附属病院＞

患者 ID を用いた２識別子確認が適切に運用されていた。

＜センター病院＞

生年月日を用いた２識別子確認が適切に運用されていた。

4　指摘事項、要望事項、今後に向けて

（1）指摘事項

・附属病院の医師によるインシデント報告数の増加を図られたい。

・両病院とも医師・看護師以外の職種からの報告割合の向上を図られたい。

（2）要望事項

・医療安全管理部門の業務負担軽減及び人的体制の強化を検討されたい。

・ハイリスク薬の共通基準及び安全管理指標の整備を進められたい。

（3）今後に向けて

・患者誤認防止ルールの共通化を進められたい。

・両病院共通の医療安全指標を設定し、一体的なガバナンス体制の強化を図られたい。

5　総括

医療法施行規則第９条の 23 に準じ、監査委員会として附属２病院の医療安全管理業務の状況について監査を実施した。その結果、両病院において医療安全管理体制は概ね適切に整備・運用されていることを確認した。今後は、インシデント報告のさらなる活性化、医療安全管理体制の強化及び附属２病院の一体的なガバナンスの推進を通じて、より安全で質の高い医療の提供に取り組まれることを期待する。

令和８年 11 月 10 日
横浜市立大学附属２病院監査委員会
委員長　　長尾　能雅